○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百六十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年十月十一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年十一月八日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－62	メッツォ・ミネラルズ　LT300H　P－T4	宇部テクノエンジ株式会社	山口県宇部市大字小串字沖の山1980番地

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百六十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年十月十一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年十一月八日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－63	ゼトア　Forterra　HSX　140	すずかけビル株式会社	北海道札幌市中央区北2条東10丁目15

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百六十七号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年十月十五日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年十一月八日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－64	TEREX　FINLAY　J－1175	株式会社栗本鐵工所	大阪府大阪市西区北堀江一丁目12番19号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百六十八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年十月十五日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年十一月八日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－65	大同　NX5510	大同工業株式会社	大韓民国大邱広域市達城郡論工邑北里1－12番地
NS2－66	大同　RX6620	〃	〃
NS2－67	大同　RX7320	〃	〃

○国土交通省告示第千九十三号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年十月二十八日に次のとおり認定したので、第四十一条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年十一月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
　株式会社ムジコ・クリエイト
二　主たる事務所の所在地
　青森県弘前市和泉一丁目3番地の1
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千九十四号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年十月十五日に次のとおり認定したので、第十二条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年十一月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
　株式会社ムジコ・クリエイト
二　主たる事務所の所在地
　青森県弘前市和泉一丁目3番地の1
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千九十五号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年十月十五日に次のとおり認定したので、第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年十一月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習
　1　名称
　　株式会社ムジコ・クリエイト
　2　主たる事務所の所在地
　　青森県弘前市和泉一丁目3番地の1
　3　講習の種類
　　基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）